

## 令和2年度 第2回 浜田市地域公共交通会議

日時 令和2年11月10日(火)

午後1時30分～

場所 浜田公民館1階研修室

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 議 題

#### 【浜田】

- (1) 浜田市予約型乗合タクシー「三階・長見地区」の運行計画の変更について

6 ページ

#### 【金城】

- (2) 浜田市生活路線バス「金城路線」の運行計画の変更について

9 ページ

- (3) 浜田市予約型乗合タクシー「金城地区」の運行計画の変更について

13 ページ

#### 【旭】

- (4) 浜田市生活路線バス「旭路線」の運行計画の変更について

16 ページ

- (5) 浜田市予約型乗合タクシー「旭地区」の運行計画の変更について

23 ページ

#### 【三隅】

- (6) 浜田市生活路線バス「三隅路線」の運行計画の変更について

28 ページ

### 4 報告事項

浜田市福祉輸送（旭輸送サービス）の廃止について

37 ページ

### 5 その他

### 6 閉 会

令和2年度 第2回 浜田市地域公共交通会議 委員名簿

No.	区 分	団体名等	役職等	氏名等	備考
1	市長又はその指名する者	浜田市	副市長	砂 川 明	会長
2	一般旅客自動車運送事業者 (路線バス事業者及び タクシー事業者)	石見交通株式会社	安全輸送部長	渡 辺 健 一	
3		日本交通株式会社浜田営業所	所長	寺 本 光 雄	欠席
4		有限会社浜田ハイヤー	代表取締役	大 谷 進	
5		みなと第一交通株式会社	所長	田 中 正 美	欠席
6		中央タクシー有限会社	代表取締役	山 根 真 一 郎	欠席
7		唐鐘タクシー	代表	伊 津 昭	欠席
8		株式会社JBF 楽々タクシー	代表取締役	小 河 修 二	欠席
9		金城タクシー有限会社	代表取締役	川 合 克 志	
10		旭タクシー有限会社	代表取締役	砂 田 光	
11		有限会社弥栄総合企画	代表取締役	三 浦 道 憲	
12		株式会社Fromハート	代表取締役	吉 田 一 也	
13		(社)島根県旅客自動車協会	社団法人島根県旅客自動車協会	専務理事	秦 日 出 海
14	島根運輸支局長又はその指名する者	中国運輸局島根運輸支局	運輸企画専門官	重 見 翼	欠席
15	島根県知事又はその指名する者	島根県地域振興部交通対策課	主任	佐 藤 稔	欠席
16	一般旅客自動車運送事業者の事業用 自動車の運転手が組織する団体	島根県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長	丸 山 武	
17	住民代表又は利用者の代表	浜田自治区 地域協議会	会長	井 戸 静 志	
18		金城自治区 地域協議会	委員	静 本 孝 司	欠席
19		旭自治区 地域協議会	委員	今 田 泰	欠席
20		弥栄自治区 地域協議会	会長	賀 戸 ひ と み	
21		三隅自治区 地域協議会	副会長	野 上 理	
22	その他必要と認める者 (運行委託事業者)	大新東株式会社		福 間 公 啓	
23		浜田市社会福祉協議会旭支所		山 口 征 枝	

令和 2 年度 第 2 回  
浜田市地域公共交通会議

会 議 資 料

日時：令和 2 年 1 1 月 1 0 日（火） 1 3 : 3 0 ~

場所：浜田公民館 1 階研修室

## 地域公共交通会議の開催趣旨

自家用自動車（白ナンバーの車）は、次の場合に限り有償で旅客を運送できることになっています。【道路運送法第78条】

- ① 災害により緊急の場合
- ② 市町村やNPO等が、障がい者や交通不便地域の住民に必要な交通手段を確保する場合
- ③ その他、公共の福祉を確保するためにやむをえない場合

浜田市では、②の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けて、生活路線バス及び福祉輸送（旭移送サービス）の運行を行っています。

登録に当たっては、旅客運送事業者や住民その他の関係者の合意が必要（道路運送法第79条の6）となりますが、このたび、各自治区内生活交通の見直しに当たり、運行計画を変更する必要がある路線があることから、地域公共交通会議を開催し、登録内容の変更についてご協議いただくものです。

### （登録の拒否）

第七十九条の四 国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

五 申請に係る自家用有償旅客運送に関し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者が、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であることについて合意していないとき。

併せて、浜田市からの委託を受けた事業者が、運輸局の許可（一般乗合旅客自動車運送）を得て実施する予約型乗合タクシー業務についても、利用対象者の範囲の拡大等の運行計画の変更に際しては、手続きに当たって関係者の合意が必要となることから、内容についてご協議いただくものです。

## 令和3年度以降の運行計画について

### 【浜田自治区】

	路線名等	見直し内容	ページ
生活路線バス	浜田路線 (櫛田原線)	(変更なし) ※R2.12.16～運行開始	—
	旭浜田路線 (今市浜田線)	(変更なし) ※R2.12.16～運行開始	—
予約型乗合 タクシー	三階・長見	利用状況に応じた、運行便数の見直し	6
	美川	(変更なし)	—
	石見東	(変更なし) ※R2.12.16～運行開始	—

### 【金城自治区】

	見直し内容	ページ
生活路線バス	①利用実態を踏まえた減便 ②新たなバス停の設置 ③フリー乗降区間を設定	9
予約型乗合タクシー	①利用実績のない区域を廃止し、要望のあった交通空白地帯である青原地区を經由する運行に変更。 ②最終目的地「金城沖田医院」を「金城支所」まで延長。	13

### 【旭自治区】

	見直し内容	ページ
生活路線バス	①利用実態を踏まえた減便 ②路線延長の見直し ③スクールバス混乗方式の一部廃止	16
予約型乗合タクシー	①運行便数の精査 ②運行エリアの拡充	23

### 【弥栄自治区】

	見直し内容	ページ
生活路線バス	(変更なし)	—
予約型乗合タクシー	(変更なし)	—

### 【三隅自治区】

	見直し内容	ページ
生活路線バス	①利用実態を踏まえた減便 ②土曜・祝日の運行便変更(循環線左回り) ③ルート変更 ④運行時刻の変更	28

## 自家用有償旅客運送（生活路線バス）に関する共通事項

- 1 登録番号 中島市交第 12 号
- 2 自家用有償旅客運送の種別 市町村運営有償運送：交通空白輸送
- 3 登録期間 令和 2 年 10 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日
- 4 運送しようとする旅客の範囲  
浜田市に在住する住民及びその親族、その他浜田市及び周辺自治体へ用務を有する者を基本とする。
- 5 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(1) 普通運賃

路線の区分		使用料の額
浜田路線		200 円
金城路線		200 円
旭路線	旭自治区内の区間のみの乗車	200 円
	旭自治区から邑智郡邑南町までの区間の乗車 (瑞穂線を除く)	400 円
	邑智郡邑南町地内の区間のみの乗車	200 円
旭浜田路線	旭自治区内の区間のみの乗車	200 円
	旭自治区から金城自治区までの区間の乗車	400 円
	旭自治区から浜田自治区までの区間の乗車	600 円
	金城自治区内の区間のみの乗車	200 円
	金城自治区から浜田自治区までの区間の乗車	400 円
	浜田自治区内の区間のみの乗車	200 円
弥栄野原路線	弥栄自治区内の区間のみの乗車	200 円
	弥栄自治区から浜田自治区までの区間の乗車	400 円
	浜田自治区内の区間のみの乗車	200 円
三隅路線		200 円

※ 小学生が使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の 2 分の 1 の額とする。

※ 小学校就学前の者が使用する場合の使用料の額は、無料とする。

(2) 回数乗車券使用運賃

11回の使用につき、普通運賃10回分の使用料に相当する額  
(11枚綴りの回数乗車券を10枚分の価格で販売)

(3) 定期乗車券使用運賃

定期乗車券の区分		使用料の額		
		1月分	3月分	6月分
普通定期 乗車券	使用料が200円の区間	7,200円	20,520円	38,880円
	使用料が400円の区間	14,400円	41,040円	77,760円
	使用料が600円の区間	21,600円	61,560円	116,640円
通学定期 乗車券	使用料が200円の区間	6,000円	17,100円	32,400円
	使用料が400円の区間	12,000円	34,200円	64,800円
	使用料が600円の区間	18,000円	51,300円	97,200円

※ 小学生が使用する場合の普通定期乗車券に係る使用料の額は、この表に定める額の2分の1の額とする。

## 浜田市予約型乗合タクシーに関する共通事項

### 1 旅客自動車運送事業の種別 一般乗合旅客自動車運送

※委託事業者の車両による輸送

### 2 運送しようとする旅客の範囲

各路線の利用対象地域に在住する住民及びその親族、その他当該地域へ用務を有する者を基本とする。

### 3 運送の態様

原則自宅から目的地までのドアトゥドアによる乗合運送

※時刻表上の時刻・地点については目安のものであり、利用者からの予約に基づき基軸路線上の目的地へ輸送を行う。

### 4 予約について

利用の際には、利用者から運行委託事業者に事前に予約が必要。

- ・予約受付時間：午前7時～午後7時（午後9時までからの変更）
- ・当日受付について：当該の便の運行1時間前まで、当日の予約を受け付ける。

（運行1時間前が予約受付時間外の便については、事前予約については前日のみとし、利用者数が確定した段階で利用者に概ねの迎車時間を連絡するよう努めるものとする。）

### 5 契約期間

令和3年4月から令和6年3月まで（3年間の長期継続契約）

※予約型乗合タクシー全路線、契約期間については浜田市生活路線バスについても同様

### 6 区域ごとの対価の額

普通運賃

路線の区分	使用料の額
全路線	300円

※ 小国・波佐線の波佐下系統・若生系統・長田系統については、1回の乗車につき大人200円

※ 中学生以下が使用する場合の使用料の額は、100円とする。



## 浜田市予約型乗合タクシー（三階・長見地区）の運行計画の変更について

### 1 概要

道路運送法第4条に基づいて運行している一般乗合旅客自動車運送事業（三階・長見地区）について、利用実態に基づいて、便数の見直しを行うもの。

### 2 変更理由

利用実績を踏まえ、利用者の少ない便について、運行便数の削減を行い、効果的な運行を図るため。

#### 【利用実績】

運行便	平成30年度		令和元年度		令和2年度 (4月～9月)	
	利用者	乗車率	利用者	乗車率	利用者	乗車率
①殿町行き1便	273人	1.9人/便	170人	1.2人/便	50人	0.7人/便
②殿町行き2便	65人	0.5人/便	65人	0.5人/便	6人	0.1人/便
③長見町行き1便	289人	2.0人/便	145人	1.0人/便	36人	0.5人/便
④長見町行き2便	13人	0.1人/便	39人	0.3人/便	1人	0.01人/便

### 3 変更内容

(1) 変更日 令和3年4月1日

(2) 詳細

項目	現行	変更後
運行便数	4便/日	3便/日
運行日・ 運行時間	毎週 月・水・金曜日 長見町⇒殿町 7:20 発 8:40 着 9:20 発 10:40 着 殿町⇒長見町 11:20 発 12:40 着 13:50 発 15:10 着	毎週 月・水・金曜日 長見町⇒殿町 7:20 発 8:40 着 9:20 発 10:40 着 殿町⇒長見町 11:20 発 12:40 着

(3) 時刻表 7ページ

(4) 路線図 8ページ

浜田市予約型乗合タクシー（三階・長見地区）時刻表

長見町 → 浜田駅		
経由地等	第1便	第2便
長見町	7:20	9:20
長見2町内公民館	7:30	9:30
中東口	7:40	9:40
東岡公民館	7:50	9:50
三階大橋	8:00	10:00
野地口	8:10	10:10
灘口	8:12	10:12
丸山クリニック	8:15	10:15
シティパルク	8:18	10:18
プリル	8:20	10:20
J Aしまねいわみ中央支店	8:22	10:22
浜田駅	8:25	10:25
浜田医療センター	8:30	10:30
殿町 (市役所、浜田郵便局、河野眼科、沖田病院、島田病院、さかね内科、中村整形外科)	8:40	10:40

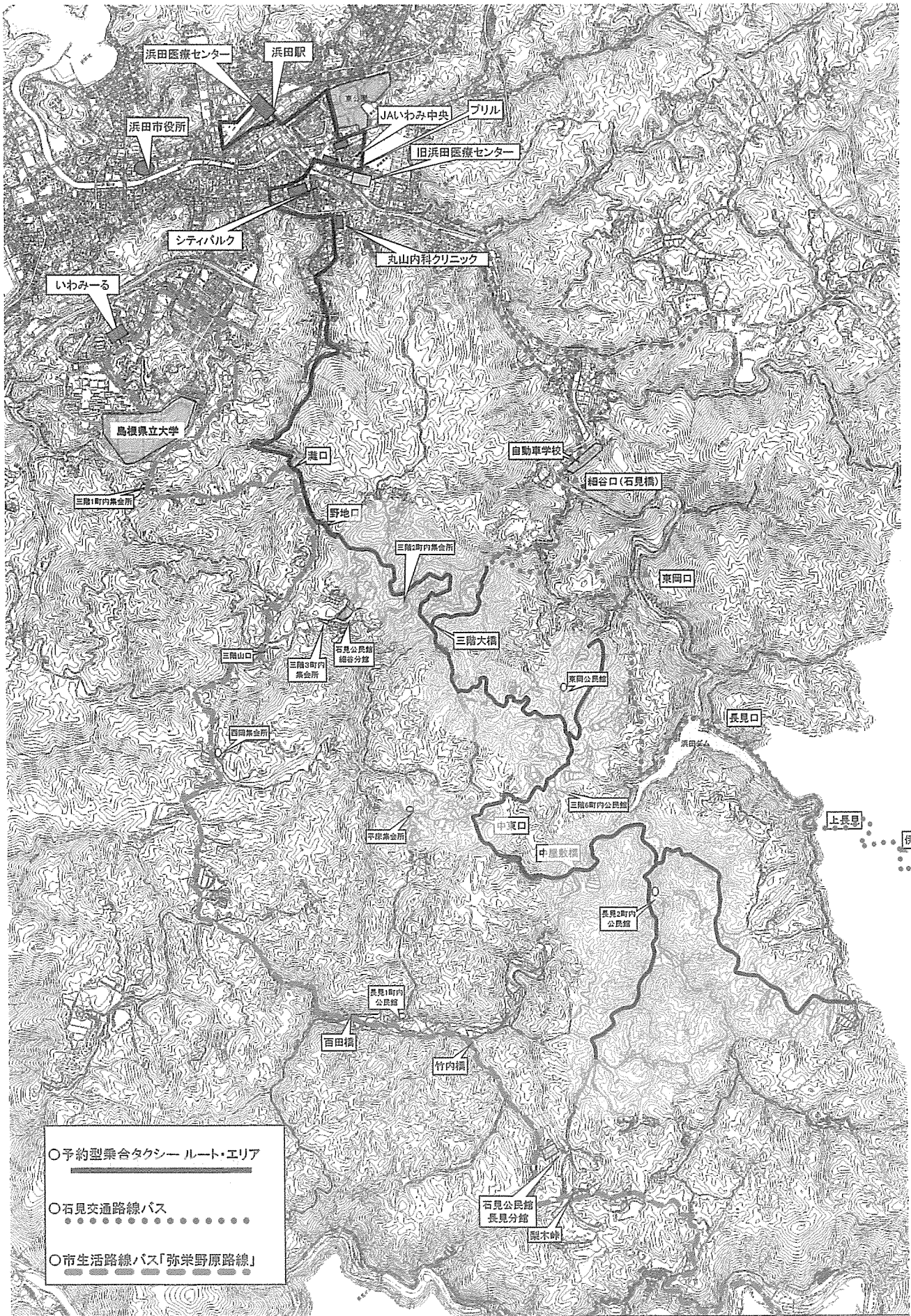
浜田駅 → 長見町	
経由地等	第1便
殿町 (市役所、浜田郵便局、河野眼科、沖田病院、島田病院、さかね内科、中村整形外科)	11:20
浜田医療センター	11:30
浜田駅	11:35
J Aしまね いわみ中央支店	11:38
プリル	11:40
シティパルク	11:42
丸山クリニック	11:45
灘口	11:48
野地口	11:50
三階大橋	12:00
東岡公民館	12:10
中東口	12:20
長見2町内公民館	12:30
長見町	12:40

運行日：毎週月曜日・水曜日・金曜日

運休日：祝日、毎年12月31日～1月3日

※運行時刻は、目安の時間です。

浜田市予約型乗合タクシー(三階・長見地区) 路線図



## 浜田市生活路線バス「金城路線」の運行計画の変更について

### 1 概要

道路運送法第78条に基づいて運行している自家用有償旅客運送（（浜田市生活路線バス「金城路線」）について、運行便数、運行日等の変更を行うもの。

### 2 変更理由

利用実績を踏まえ、運行便数の削減、運行日の変更を行う。併せて、利用者の利便性向上のため新たなバス停を設置し、一部の区間でフリー乗降区間を設定するもの。

### 3 変更内容

(1) 変更日 令和3年4月1日

(2) 詳細

①雲城久佐美又線 利用状況を踏まえ、運行日の削減を行う

項目	現行	変更後
運行日・ 運行時間	久佐・美又行 11時便：月～土曜日運行（祝休） 17時便：火、木、土曜日運行（祝休）	久佐・美又行 11時便：火、木、土曜日運行（祝休） 17時便：廃止

※ 運休日を設けるにあたり、主要目的地である金城沖田医院の休診日（水曜日）に運休することとし、隔日で運行となるよう設定。

②雲城今福線（回送活用便） 利用状況を踏まえ廃止とする。

項目	現行	変更後
運行日・ 運行時間	七条行 17時便：火、木、土曜日運行（祝休）	七条行 17時便：廃止

③「きんたの里」バス停の設置について

新たに「きんたの里」バス停を設置し周辺施設利用者の利便性向上を図る。

④フリー乗降区間の設定について

利用者の利便性向上のため、新たに下記の区間について、バス停以外での乗降が可能となるフリー乗降区間を設定する

○「金城支所」バス停から「七条」バス停までの区間

※同区間中においても、スクール混乗便や交通量の多い道路等では、フリー乗降を禁止します。

⑤運行車両の小型化

スクールバス【29人乗り】を利用し運行していた、2便以降の生活路線バスを小型化し【9人乗りワゴン車】で運行します。

(3) 時刻表 11 ページ

(4) 路線図 12 ページ

4 各便運行実績

(1) 1便当たり利用者数及び運行便数

系統		年度	平成 31 年度	令和 2 年度 (4~9 月)
		1 便)	雲城久佐線 (スクール混乗便)	0.5 人 (241 便)
	雲城美又線 (スクール混乗便)	0.2 人 (241 便)	0.2 人 (122 便)	
	雲城久佐美又線 ※土曜日運行	0.2 人 (49 便)	0.7 人 (27 便)	
2 便)	雲城久佐美又線 (七条→久佐→美又)	0.5 人 (290 便)	0.5 人 (161 便)	
3 便)	雲城久佐美又線 (美又→久佐→七条)	0.5 人 (258 便)	0.7 人 (75 便)	
4 便)	雲城久佐美又線 (七条→久佐→美又)	0.3 人 (258 便)	0.4 人 (75 便)	
5 便)	雲城今福線 (回送活用便)	0.0 人 (258 便)	0.1 人 (75 便)	
6 便)	雲城久佐美又線 (七条→久佐→美又)	0.2 人 (258 便)	0.3 人 (75 便)	

廃止